

企画競争実施の公示

令和 7 年 1 0 月 2 4 日

近畿地方整備局

近畿技術事務所長 矢野 公久

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 近畿技術事務所不動産鑑定評価業務
- (2) 業務内容 近畿技術事務所が「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱い基準について」に基づき土地使用料の算定をするために必要となる近畿技術事務所敷地の鑑定評価及び鑑定評価書の作成並びにこれらに付随する諸業務とし、業務の評価対象地域は次のとおりとする。
 - ・ 大阪府枚方市山田池北町内の不動産鑑定 1 箇所
- (3) 履行期限 令和 8 年 2 月 2 7 日

2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 3 月 3 1 日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 3 8 年法律第 1 5 2 号）第 2 2 条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。
- (6) 業務を履行する不動産鑑定士が不動産の鑑定評価に関する法律第 4 0 条第 1 項又は第 2 項の規定による懲戒処分（戒告を除く。）を受けていないこと。
- (7) 不動産の鑑定評価に関する法律第 4 1 条の規定による処分（戒告を除く。）を受けていないこと。ただし、地域を限定して同条の規定による業務の停止を命ぜられた場合において、当該地域が本業務の評価対象地域に含まれていないときは、この限りではない。

- (8) 大阪府内に業務を履行する不動産鑑定士が恒常的に常駐する本店、支店又は営業所等が存すること。
- (9) 近畿技術事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものではないこと。

3. 特定するための評価基準

下記により評価し、評価の合計点数の上位から1者特定する。

- (1) 地価公示標準地の評価等に関する実績
- (2) 地価調査基準地の評価等に関する実績
- (3) 鑑定評価実績
公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績 等
- (4) 業務実施方針
評価対象地域の地域動向、鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法、鑑定評価報告書の作成方針及び記載事項に関する留意事項 等
- (5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4. 手続等

(1) 担当部局

〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町11-1

国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所総務課専門職

電 話：072-856-1942（内線220）

E-mail：kk-ekimu-85@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間：令和 7 年 10 月 24 日から令和 7 年 11 月 7 日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、 9 時 00 分から 16 時 00 分まで
- ② 場所：4. (1) に同じ。
- ③ 方法：原則として電子メールにて交付を行う。
電子メールに説明書交付申請書（別紙）を添付し提出すること（着信を確認すること）。また、電子メールの件名に「業務名」を記載すること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 期限：令和 7 年 11 月 7 日（金） 12 時 00 分
- ② 場所：4. (1) に同じ。
- ③ 方法：原則として電子メールにより企画提案書を添付し提出すること。なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。また、電子メールの件名に「業務名」を記載し、着信を確認すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無

ヒアリングは実施しない。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。

別紙

説明書交付申請書（兼：受領書）

近畿地方整備局

近畿技術事務所長 矢野 公久 宛

下記件名の説明書を交付願います。

※資料の交付を申請する場合は、本紙を<kk~~r~~-ekimu-85@gxb.mlit.go.jp>までメールで
送付してください。

件 名 :

会 社 名 :

担当者氏名 :

電 話 番 号 :

メールアドレス :

※メールにて交付資料を受領されましたら、
「その旨メールをご返信いただくか」または
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日 令和 年 月 日